

## 1. 「佐倉市事業者総合相談窓口」の設置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている事業者を対象に、給付金やセーフティネット保証制度をはじめとする各種支援策等に関する相談を受け付ける「佐倉市事業者総合相談窓口」を開設します。

※より専門的なアドバイスを希望される場合は、千葉県よろず支援拠点や国の専門家派遣事業などにつなぐ支援を行います。

1. 相談内容：新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている事業者に対する各種支援策（給付金、セーフティネット保証制度等）について
2. 会場：佐倉市役所1号館2階 平和の鐘前
3. 開設期間等  
期間：令和2年5月11日（月）～終了時期未定  
時間：午前9時～正午、午後1時～5時（予約制、1コマ30分を目安）
4. 電話：043-484-6021

## 2. 佐倉市中小企業資金融資制度に係る利子補給率の引き上げ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の資金繰りを支援するため、佐倉市中小企業資金融資制度を利用する事業者が支払う借入利息に対する助成（利子補給）の補助率を、現行の2分の1から100分の99に引き上げます。

1. 助成対象
  - ・佐倉市中小企業資金融資制度の各メニュー（事業資金、小規模事業資金、創業支援資金等）のうち、運転資金に係る融資を受ける事業者
  - ・補給期間…融資期間の全期間
2. 歳出予算  
6商工費 1商工費 2商工振興費 1中小企業支援事業  
中小企業資金融資利子補給金 9,000千円（当初予算内で対応）
3. 施行日 令和2年5月11日（月）

### 【問合せ】

産業振興部 産業振興課 事業者総合相談窓口（1号館2階平和の鐘前）

電話：043-484-6021

（または産業振興部 産業振興課 産業労働班 電話：043-484-6145）